

茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域で高齢者の自立生活を支え、地域住民の福祉活動を促進し、地域における身近な介護予防拠点、地域のセーフティーネットとしての活動に取り組む住民参加型非営利団体を支援するため、街かどデイハウス事業に対し、市が補助金を交付することにより、高齢者の介護予防及び生活支援を図り、もって在宅高齢者の保健福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、街かどデイハウス事業（以下「事業」という。）とは、介護保険制度下で自立の高齢者に対し介護予防を図りつつ、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう既存施設を活用し、住民参加による柔軟できめ細かな介護予防及び地域支え合いに資するサービスを提供する事業をいう。

(補助対象の団体及び提供サービス)

第3 補助対象の団体は、法人格を持たない住民参加による民間非営利活動団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する法人格を取得した団体とし、いずれの団体も市内において活動する団体とする。

2 補助の対象となる事業は、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 必ず提供すべきサービス

- ア 給食
- イ 健康チェック
- ウ 健康体操
- エ 介護予防につながる取組及び閉じこもり予防

(2) 必要に応じて提供するサービス

- ア 趣味・創作活動
- イ レクリエーション活動

(3) その他利用者の日常生活の向上に資するサービス

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、第3第2項各号に掲げる事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額)

第5 補助額は、別表に定める基準額とする。

(実施施設)

- 第6 事業は、市長が適當と認める施設で実施するものとする。
- 2 実施施設は、利用者の利便、安全及び保健衛生に十分配慮されたものとする。
- 3 実施団体（事業を実施する団体のことをいう。以下同じ）は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第7章に定める「通所介護」の基準を考慮し、適切な施設を確保するものとする。
- （利用対象者）
- 第7 利用対象者は、おおむね65歳以上の要介護認定で自立と判定される在宅の高齢者で、自立した日常生活を確保するために支援が必要なもの及び市長が利用を必要と認めたものとする。
- （運営基準）
- 第8 事業の実施に当たっては、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 1日当たりの利用者が5人以上あること。
- (2) 開所日が週3日以上あって、かつ、サービス提供時間（送迎の時間を除く。）が1日4時間以上であること。
- (3) 実施施設は、利用者1人当たり3平方メートル以上の有効面積を確保していること。
- 2 実施団体は、新たな利用者があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 実施団体は、この事業を行うため専任の活動援助員1人を置くものとし、その者の氏名を市長に届け出るものとする。ただし、1日当たりの利用者数が常時15人以上の場合は1人、さらに、利用者数が5人増すごとに1人追加するものとする
- 4 補助職員を置く場合は、勤務する曜日又は時間を区分し、氏名を明らかにして市長に届け出るものとする。
- 5 実施団体は、事業の実施に当たり次の事項に留意し、事業の円滑かつ効率的及び効果的な運営に努めるものとする。
- (1) 事業の実施について、地域住民に対して周知を図ること。
- (2) 利用者負担額として次に定める額を利用者から徴収すること。
- ア 利用料 570円に利用時間を乗じて得た額の10分の1以上の額
- イ 食材料費
- ウ その他利用者が負担すべき経費
- (3) 利用料金の領収等、利用者が負担する金銭について適切に管理し、サービスの利用状況等を適宜確認できるよう必要な措置を講じること。
- (4) 利用者ごとの月間利用状況等を把握し、身体状況、利用日数、利用時間等を記載した報告書を整備し、指定された期日までに市長に報告すること。
- (5) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

- (6) 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のために必要な措置を講じること。
- (7) 地域福祉のネットワーク等あらゆる社会資源を活用し、円滑な事業運営に努めること。
- (8) 街かどデイハウスの運営に係る経理を明確にし、当該経理に関する帳簿及び証拠書類を常時備え付けること。

(補助金の交付申請)

第9 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10 市長は、第9の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第10の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適當と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

(変更の届出)

第13 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第9に準じて茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第10に準じて決定の内容を変更し、茨木市街かどデイハウス支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第14 補助金の交付の決定を受けたものは、年度終了後、茨木市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、事業実績報告書その他市長が必要と認める書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第15 市長は、第14の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を

確定し、茨木市街かどデイハウス支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第16 第15の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市街かどデイハウス支援事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類（第18及び第19において「帳簿等」という。）を常に整備しておかなければならぬ。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第19 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならぬ。

（財産処分の制限等）

第20 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格

の単価が500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助の取消し等)

第21 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第22 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
(令和2年度の街かどデイハウス支援事業補助金に係る特例)
- 2 令和2年度にした第9の規定による申請に係る街かどデイハウス支援事業補助金の補助金額のうち、別表運営費の項第3号に掲げる各施設の利用時間補助の額は、次の各号に規定する時間を合算して得た延利用時間数により算定する。
 - (1) 令和2年4月分及び5月分にあっては、平成31年4月から令和2年1月までにおける1日当たり平均延利用時間（以下「平均延利用時間」という。）に、令和2年4月及び5月の予定開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - (2) 令和2年6月分から令和3年3月分までにあっては、次のア及びイのうちいずれか長い延利用時間数

- ア 平均延利用時間に、令和2年6月から令和3年3月までの予定開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - イ 令和2年6月から令和3年3月までの延利用時間数
(令和3年度の街かどデイハウス支援事業補助金に係る特例)
- 3 令和3年度にした第9の規定による申請に係る街かどデイハウス支援事業補助金の補助金額のうち、別表運営費の項第3号に掲げる各施設の利用時間補助の額は、次の各号に規定する時間を合算して得た延利用時間数により算定する。
- (1) 令和3年4月9日から令和3年6月20日分及び令和4年1月27日から令和4年2月20日分にあっては、平均延利用時間に、当該期間における予定開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - (2) 令和3年4月1日から令和4年4月8日分、令和3年6月21日から令和4年1月26日分及び令和4年2月21日から令和4年3月31日分にあっては、次のア及びイのうちいずれか長い延利用時間数
 - ア 平均延利用時間に、当該期間における開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - イ 当該期間における延利用時間数

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施前に改正前の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定によったした補助金の支出その他の行為は、改正後の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の相当規定によつしたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施前に改正前の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定によつした補助金の支出その他の行為は、改正後の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の相当規定によつしたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月30日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施前に改正前の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定によつした補助金の支出その他の行為は、改正後の茨木市街かどデイハウス支援事

業補助要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年1月16日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月6日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施前に、この要綱による改正前の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定によってした補助金の支出その他の行為は、改正後の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。ただし、附則に1項を加える改正規定については令和3年3月24日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

別表

項目	基準額	対象経費																														
運営費	<p>次に掲げる額の合計額とし、3,000,000円を上限とする。ただし、事業が1年に満たない場合は、原則として1月当たり250,000円に事業実施月数（15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>(1) 家賃（地代を含む。） 1,200,000円を上限とする。</p> <p>(2) 光熱水費（灯油代を含む。）、電話代及びインターネット通信費 600,000円を上限とする。</p> <p>(3) 活動費 次の表の左欄に掲げる年間延利用時間数の区分に応じ、同表の右欄に定める基準額とする。 ただし、全実施団体の当該基準額と前2号に掲げる額の合計額が街かどデイハウス支援事業補助金予算額のうち、運営費に係るものを超えるときは、当該額から全実施団体の前2号に掲げる額の合計を減じた額を各実施団体の年間延利用時間数に応じて按分した額を活動費の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延利用時間数</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1,000時間</td><td>480,000円</td></tr> <tr> <td>1,001～ 2,000時間</td><td>600,000円</td></tr> <tr> <td>2,001～ 3,000時間</td><td>720,000円</td></tr> <tr> <td>3,001～ 4,000時間</td><td>840,000円</td></tr> <tr> <td>4,001～ 5,000時間</td><td>960,000円</td></tr> <tr> <td>5,001～ 6,000時間</td><td>1,080,000円</td></tr> <tr> <td>6,001～ 7,000時間</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr> <td>7,001～ 8,000時間</td><td>1,320,000円</td></tr> <tr> <td>8,001～ 9,000時間</td><td>1,440,000円</td></tr> <tr> <td>9,001～10,000時間</td><td>1,560,000円</td></tr> <tr> <td>10,001～11,000時間</td><td>1,680,000円</td></tr> <tr> <td>11,001～12,000時間</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr> <td>12,001～13,000時間</td><td>1,920,000円</td></tr> <tr> <td>13,001～14,000時間</td><td>2,040,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延利用時間数	基準額	～ 1,000時間	480,000円	1,001～ 2,000時間	600,000円	2,001～ 3,000時間	720,000円	3,001～ 4,000時間	840,000円	4,001～ 5,000時間	960,000円	5,001～ 6,000時間	1,080,000円	6,001～ 7,000時間	1,200,000円	7,001～ 8,000時間	1,320,000円	8,001～ 9,000時間	1,440,000円	9,001～10,000時間	1,560,000円	10,001～11,000時間	1,680,000円	11,001～12,000時間	1,800,000円	12,001～13,000時間	1,920,000円	13,001～14,000時間	2,040,000円	事業運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、報償費、需用費、修繕料、役務費、委託料、保険料、備品購入費、使用料及び賃借料、光熱水費並びに研修費
年間延利用時間数	基準額																															
～ 1,000時間	480,000円																															
1,001～ 2,000時間	600,000円																															
2,001～ 3,000時間	720,000円																															
3,001～ 4,000時間	840,000円																															
4,001～ 5,000時間	960,000円																															
5,001～ 6,000時間	1,080,000円																															
6,001～ 7,000時間	1,200,000円																															
7,001～ 8,000時間	1,320,000円																															
8,001～ 9,000時間	1,440,000円																															
9,001～10,000時間	1,560,000円																															
10,001～11,000時間	1,680,000円																															
11,001～12,000時間	1,800,000円																															
12,001～13,000時間	1,920,000円																															
13,001～14,000時間	2,040,000円																															

	<table border="1"> <tr> <td>14,001～15,000時間</td><td>2,160,000円</td></tr> <tr> <td>15,001時間～</td><td>年間延利用時間が 1,000時間増加する ごとに120,000円を 加算する。</td></tr> </table>	14,001～15,000時間	2,160,000円	15,001時間～	年間延利用時間が 1,000時間増加する ごとに120,000円を 加算する。	
14,001～15,000時間	2,160,000円					
15,001時間～	年間延利用時間が 1,000時間増加する ごとに120,000円を 加算する。					
	<p>備考</p> <p>1 1時間に満たない利用については、30分以上の利用のみ1時間とする。</p> <p>2 利用対象者が地域支援事業に参加する場合には、これにかかる時間は活動費の年間延利用時間数に算定しない。</p>					
初度設備費	事業実施に必要な備品購入費及び軽易な施設改修費（初年度に限る。）。ただし、1か所当たり500,000円を上限とし、過去に大阪府から同様の補助を受けている事業及び他の公的補助を受けている事業は、補助の対象としない。	事業実施に必要な備品購入費及び備品設備に伴う附帯工事費並びに利用者の利便を図るための軽易なバリアフリー化等の改修工事費				
消防法に基づく消防用設備等の購入費及び設置費、並びに点検費及び修繕費	<p>1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「法施行令」という。）第24条及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。）第25条の2に定める基準に基づき設置する非常警報器具又は非常警報設備の購入費及び設置費の合計額。非常警報器具又は非常警報設備1施設当たり300,000円を上限とする。</p> <p>2 同法施行令第26条及び同法施行規則第28条の3に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費及び設置費の合計額。誘導灯1台又は誘導標識1枚当たり150,000円を上限とする。</p> <p>3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に定める消防用設備等の点検費及び修繕費の合計額。1施設当たり150,000円を上限とする。</p>	消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「法施行令」という。）第24条及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。）第25条の2に定める基準に基づき設置する非常警報器具又は非常警報設備、同法施行令第26条及び同法施行規則第28条の3に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費及び設置費並びに消防法（昭和23年法律第186				

		号) 第17条の3の3 に定める消防用設備 等の点検費及び修繕 費
感染症対策 に必要な消 耗品の購入 費	感染症対策に必要な消耗品の購入費の合計額。 1施設当たり30,000円を上限とする。	感染症対策に必要 な、消毒等に要する 衛生用品、飛沫防止 に要するもの、空氣 清浄、換気に要する ものの購入費

様式第1号（第9関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付申請書

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の内容

2 交付申請額

3 添付書類
事業実施計画書

様式第2号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者 様

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市街かどデイハウス支援事業補助金
は、次の条件をつけて、金 円（概算額）を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第11関係）

年　月　日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者

印

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け茨木市指令 第　　号で交付決定通知のあった茨木市街かどデイハウス支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額）

様式第4号（第13関係）

年　月　日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付変更承認申請書

年　月　日付け茨木市指令 第　号に係る茨木市街かどデイハウス支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額（概算額）

5 変更後交付決定額（概算額）

6 差引増減額

様式第5号（第13関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者 様

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市街か
どデイハウス支援事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額（概算額）

変更増減額

変更交付決定額（概算額）

2

年 月 日

茨木市長

様式第6号（第14関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書

年　月　日付け茨木市指令 第　　号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象の内容

2 補助金交付決定額（概算額）

3 補助金精算額

4 補助内容の成果

5 添付書類
事業実績報告書

様式第7号（第15関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者 様

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け申請の茨木市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書の審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額（概算額）

2 補助金確定額

3 補助金差引額

年 月 日

茨木市長

様式第8号（第16関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者

印

茨木市街かどデイハウス支援事業補助金精算追加分交付請求書

年　月　日付け茨木市指令 第　　号で確定通知のあった茨木市街かどデイハウス支援事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額（概算額）

3 補助金確定額

4 精算追加分請求額